第4回西脇市自治基本条例検討委員会次第

○平成23年2月7日(月) 午後7時00分から ○西脇市生涯学習まちづくりセンター 3階 マナビータ・ホール

- 1 開 会
- 2 市民憲章朗唱
- 3 協議等
 - (1) 条例原案について
 - (2) 部会の構成について
 - (3) その他
- 4 その他
- (1) 今後の予定
- 5 閉 会



***** 西脇市民憲章

わたしたち西脇市民は

- ー 明朗で誠実な人になりましょう
- ー 健康で明るい家庭をつくりましょう
- 一 支えあい住みよいまちをつくりましょう
- ー 自然を愛し豊かな心を育てましょう
- 青少年の夢と希望を育てましょう

目次

前文

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 基本理念・基本原則(第3条-第7条)
- 第3章 情報の共有(第8条-第11条)
- 第4章 参画と協働のための制度(第12条-第14条)
- 第5章 住民投票(第15条・第16条)
- 第6章 市民自治組織等(第17条・第18条)
- 第7章 市民・議会・執行機関等の役割責務等
 - 第1節 市民(第19条-第21条)
 - 第2節 議会 (第22条 第24条)
 - 第3節 市長及び市職員 (第25条・第26条)
- 第8章 市政運営(第27条-第40条)
- 第9章 連携 (第41条-第43条)
- 第10章 条例の位置付けと見直し(第44条・第45条)

附則

【意見等】

前文

日本標準時の東経 135° と北緯35°の交差する日本の中心に位置する、わたしたちのまち西脇市は、加古川、杉原川、野間川の流れるのもと、「播磨国風土記」にも記されたように、古代から人々が連綿と生活を営んできた歴史の中で、播州織、釣り針、黒田庄和牛などの特色ある産業が育まれた、自然豊かなまちです。

しかしながら、今日の急激な少子高齢化をはじめ人口減少や産業の低迷などの地域 課題に直面しており、同時に分権時代の到来により、わたしたちに最も身近な自治体 及び地域社会のあり方が問われています。

このような中、わたしたちは、日本国憲法に掲げられた基本的人権が尊重され、人と人、地域と地域が互いに支えあい、交流することで、自らの手でまちをつくりあげ次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、わたしたち一人ひとりが、より一層郷土を愛する心を育み、市民が自治の主体であるという自覚を持ちながら、身近なところから市政及び地域社会の運営に参画し、さまざまな主体が協働することが何よりも必要となります。

わたしたちは、今ここに、自治の基本理念を共有し、共に育ち合いながら、市民一人ひとりが主役となって、地域の個性や自主性を尊重したまちづくりに取り組むことを決意して、自治の最高規範となるこの条例を制定します。

【前文修正案】

わたしたちのまち西脇市は、日本標準時の東経 135° と北緯35° が交差する日本の中心に位置し、加古川、杉原川、野間川が流れる自然豊かなまちです。「播磨国風土記」にも記されたように、古代から人々が連綿と生活を営み、播州織、釣り針、黒田庄和牛といった特色ある産業が育まれてきました。

しかしながら、今日の急激な少子高齢化や産業構造の転換などの影響を受けて、西脇市においても人口減少や近隣関係の希薄化、地域経済の停滞といった問題が起こりつつあります。これらの課題に取り組むにあたり、地域社会や地方自治体のあり方を再考する必要があります。

わたしたちは、日本国憲法に掲げられた基本的人権が尊重され、人と人、地域と地域が交流し支え合うまちを、自らの手でつくりあげ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、わたしたち一人ひとりが、より一層郷土を愛する心を育み、市民が 自治の主体であるという自覚を持ち、身近なところから市政及び地域社会の運営に参 画すること、そしてさまざまな主体が協働することが、何よりも必要となります。

わたしたちは、今ここに、自治の基本理念を共有し、育ち合いながら、地域の個性 や自主性を尊重したまちづくりに取り組むことを決意して、自治の最高規範となるこ の条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、西脇市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とします。

【意見等】

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
 - (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業 を営むものをいいます。
 - (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
 - (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
 - (4) 参画 市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成及び 実行に、市民が自主的、主体的かつ責任を持ってかかわることをいいます。
 - (5) 協働 自治の推進のために市民及び市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力・連携することをいいます。

(修正案)

(4) 参画 市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、市民が自主 的・主体的にかかわることをいいます。

第2章 基本理念·基本原則

(基本理念)

- 第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、自治を推進するものとします。
 - (1) 自治の主体は市民であり、主権者である市民の意思を適切に反映した信託に基づく市政を推進します。
 - (2) 性別や年齢、国籍、民族、思想信条などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重され、自治の推進に当たっては、その個性及び能力が十分発揮される地域社会を形成します。
 - (3) 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる、持続可能な循環型の共生社会を形成します。

(修正案)

(1) 自治の主体は市民であり、市は主権者である市民の意思を適切に反映した信託 に基づく市政を推進します。

【意見等】

(補完性の原則)

第4条 市民及び市は、補完性の原則に基づき、まず市民自らが自己決定・自己責任 により活動し、さらに地域や市がそれを補完して自治の推進を実現することを原則 とします。

(修正案)

第4条 市民及び市は、自治の推進にあたって、身近な近隣での協議や実践を基本とし、それを地域が、さらに市が補完していくことを原則とします。

(多様性の尊重) (追加条文)

第5条 市民及び市は、多様な価値観を持つ人々の交流が豊かな自治につながること を認識し、男女共同参画や多文化共生の理念を尊重することを原則とします。

【意見等】

(情報の共有)

第6条 市民及び市は、自治の推進に必要な情報を共有することを原則とします。

【意見等】

・第3回資料では第5条(以下同様)

(参画と協働)

第7条 市民及び市は、自治を推進するため、それぞれの役割及び責務に基づいて公 共の領域を担い、参画・協働することを原則とします。

【意見等】

第3章 情報の共有

(情報の提供)

- 第8条 市は、広報及び広聴の充実を図ることにより、市民が必要とする情報を把握するとともに、当該情報を積極的かつ効果的に提供するよう努めなければなりません。
- 2 市は、情報の提供に当たっては、広報紙、ホームページ等を積極的に活用し、市 政に関する情報を分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民に提供するものと します。

(修正案)

第8条 市は、広報及び公聴の充実を図ることにより、市民がまちづくり活動に必要とする情報を把握するとともに、当該情報を積極的かつ効果的に提供するよう努めなければなりません。

(情報の公開)

第9条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に 条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければなりま せん。

【意見等】

(個人情報の保護)

- 第10条 市は、市民の基本的人権を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して適切な措置を講じなければなりません。
- 2 福祉に関わる諸活動、災害時及び住民同士の交流等に当たっては、個人情報を一 定の認証手続きを経た市民団体等に提供することができます。

(修正案)

2 市は、福祉に関わる諸活動、災害時及び住民同士の交流等に当たっては、個人情報を一定の認証手続きを経た市民団体等に提供することができます。

【意見等】

(市民間の情報の共有)

- 第11条 市民は、互いにまちづくり活動に関する情報の交換を行い、情報の共有に努めるものとします。
- 2 市民は、前項に規定する情報の共有に当たっては、個人情報の保護に十分配慮しなければなりません。
- 3 市民公益活動を行うものは、その活動内容を積極的に公開するよう努めるものと します。

第4章 参画と協働のための制度

(参画への保障)

- 第12条 市は、市民参画による市政を推進するための制度や施策を講じ、広く市民が 参画する機会を保障しなければなりません。
- 2 市は、参画と協働を推進するため、市民に啓発・情報提供を行うものとします。
- 3 執行機関は、市民が市政に参画しないことによって不利益を受けることのないよ う配慮しなければなりません。

(修正案)

2 市は、参画と協働を推進するため、市民に情報提供・啓発・研修を行うものとします。

【意見等】

(参画の推進)

- 第13条 執行機関は、政策の立案、実施、評価及び改善過程への市民参画を保障する ため、次に掲げる事項のうち市民生活に重大な影響を及ぼすものについては、市民 に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければなりません。ただし、緊急 を要する場合はこの限りでありません。
 - (1) 計画の策定、変更又は廃止
 - (2) 条例の制定、改正又は廃止
 - (3) 施策の実施、変更又は廃止
- 2 執行機関は、市民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査 公聴会の開催等多様な方法で実施するものとします。この場合において、市民に対 して十分な情報を提供するとともに、適切な周知期間を設けなければなりません。
- 3 市民は、前2項に規定する意見を提出するときは、市民間で討議を行うよう努めるものとします。
- 4 市長は、前項の目的を達成するため、情報提供、意見交換の機会の提供等の支援 を行わなければなりません。

(修正案)

4 執行機関は、前項の目的を達成するため、情報提供、意見交換の機会の提供等の支援を行わなければなりません。

(審議会等の運営)

- 第14条 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、市民の多様性に配慮した 委員構成に努めるとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募しなけ ればなりません。
- 2 執行機関は、審議会等の会議、会議資料及び会議録を原則として公開しなければなりません。

【意見等】

第5章 住民投票

(住民投票)

- 第15条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、 議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができます。
- 2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮するものとします。
- 3 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

【意見等】

(住民投票の実施)

- 第16条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があったときは、住民投票実施に関する条例を議会に提出しなければなりません。
- 2 市長は、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならなりません。
- 3 住民投票は、投票者の総数が当該住民投票に参加できる者の2分の1に満たない ときは成立しないものとします。この場合において、投票者数のみを公表し開票は 行わないものとします。

第6章 市民自治組織等

(市民自治協議会)

- 第17条 市民は、地域の特性を生かした地域自治を推進するため、市民自治協議会 (共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域に居住するすべての個 人及び所在する法人その他の団体を構成員とし、民主的な運営により、地域の課題 を解決するために活動する組織をいいます。)を設置することができます。
- 2 市民自治協議会は、自らの活動に責任を持って、自主的かつ自立的に地域自治の推進に取り組むものとします。
- 3 市は、市民主体の自治を推進するため、第1項に規定する市民自治協議会の活動 を尊重し、その活動に対して必要な支援を行うものとします。

【意見等】

(市民公益活動)

第18条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利かつ公益的な市民団体の活動を尊重するとともに、その活動に対して必要な支援を行うものとします。

【意見等】

第7章 市民・議会・執行機関等の役割・責務等 第1節 市民

(市民の権利)

- 第19条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有します。
- 2 市民は、地域における自治活動、その他の公益的活動を推進するため、主体的に 組織をつくり、自立した活動を行う権利を有します。
- 3 市民は、自ら考え行動するため、生涯にわたり学ぶ権利を有します。
- 4 市長は、前項の目的を達成するため、市民が生涯にわたり学ぶ機会を保障するよう努めます。

(市民の役割及び責務)

- 第20条 市民は、主権者として自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し助け合うとともに、協働による自治の推進に努めます。
- 2 市民は、自治の推進に当たっては、次世代にも配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めます。
- 3 市民は、市政の運営に関し、議会及び執行機関を注視し、市民の信託に的確にこ たえているかどうか見守るよう努めます。
- 4 市民は、市政に参画するに当たっては、自らの行動及び発言に責任を持たなければなりません。

【意見等】

(事業者の役割)

第21条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、環境及び 市民生活に配慮した事業活動を推進し、公益的な活動への積極的な参加を行うよう 努めます。

【意見等】

第2節 議会

(議会の役割等)

- 第22条 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に係る基本的な事項で別に条例で定めるものを議決します。
- 2 市議会は、市の最高意思決定機関であるとともに、適正に市政運営が行なわれているかを監視し、けん制する機能を果たすものとします。

(議会の責務)

- 第23条 市議会は、市民との情報共有・意見交換を図り、開かれた議会運営に努めなければなりません。
- 2 市議会は、市政を調査し、条例議案を提出するなど政策形成機能の強化とその活 用に努めなければなりません。

【意見等】

(議員の責務)

第24条 市議会議員は、市民の信託に応え、すべての市民のために誠実に職務を遂行するとともに、その責務を果たすため、自己の研さんに努めなければなりません。

【意見等】

第3節 市長及び市職員

(市長の役割と責務)

- 第25条 市長は、地方自治法に定める職務を行うほか、市の代表者として、市民の信託に応え、市民全体の福利向上のために権限を適正に行使し、公正かつ誠実に市政運営を行なわなければなりません。
- 2 市長は、この条例に定める基本理念及び基本原則にのっとり、自治の推進及び市 民福祉の向上に必要な措置を講じなければなりません。

【意見等】

(職員の責務)

- 第26条 市の職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、市民の立場に立って、創意工夫し、公正で誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。
- 2 市の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません
- 3 市の職員は、自らも市民としての自覚を持ち、積極的に地域活動等に参加するよう努めなければなりません。
- 4 市の職員は、地域の課題解決に向け、必要に応じて市民と市との意思疎通を図るための役割を担うよう努めなければなりません。

(修正案)

第26条 市の職員は、市民全体のために働く者として、法令を遵守し、市民の立場に立って、創意工夫し、公正で誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

【意見等】

第8章 市政運営

(総合計画)

- 第27条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、目指すべき将来像を定める 基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画及び事業の進め方を明らか にする行動計画により構成される総合計画を策定しなければなりません。
- 2 総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり、市が行う政策は、緊急を要するものを除き、総合計画に基づかなければなりません。
- 3 総合計画の策定に当たっては、広く市民の参画を得るものとし、基本構想については、議会の議決を経なければなりません。
- 4 市は、総合計画について、常に社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に 応じて見直しを図らなければなりません。
- 5 市は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければなりません。
- 6 市長は、前項に規定する進行管理を行うに当たって、検討委員会を設置することができます。

【意見等】

(説明責任)

第28条 市は、市政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、政策及び 計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階におい

て、市政について分かりやすく説明しなければなりません。

(修正案)

第28条 市は、市政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、政策及び 計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、市政について市民に分かり やすく説明しなければなりません。

(応答責任)

第29条 市は、市民からの意見・要望・提案等に対し、迅速かつ誠実に対応しなければなりません。

【意見等】

(行政組織)

- 第30条 市の組織は、市民に分かりやすく、簡素で、効率的かつ機能的にその目的を 達成できるよう編成されなければなりません。
- 2 市の組織は、適切に連携、情報交換等を行い、総合的に活動の効果を上げるよう 運営されなければなりません。
- 3 市の組織は、市民と接する時には、市民の視点に立った対応に努めるものとします。

【意見等】

(人事政策)

- 第31条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければなりません。
- 2 市は、職員の資質及び能力の向上のための研修システムを充実し、自己研さんの ための多様な機会の保障に努めることにより、多様化する市民の行政需要に対応で きる職員の人材育成を図らなければなりません。

【意見等】

(政策法務)

第32条 市は、自主的かつ自律的な市政運営を行なうため、条例、規則等を制定する 権限を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈及び運用に努めなければなり ません。

(法令遵守及び公益目的通報)

- 第33条 市は、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、法令遵守制度について必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。
- 2 市は、市政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するため、職員の公益目的通報に関する制度について必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

【意見等】

(行政手続)

第34条 執行機関は、市民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保及び透明性の向上を図らなければなりません。

【意見等】

(危機管理)

- 第35条 執行機関は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え 市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態(以 下「災害等」という。)に的確に対応するための体制を整備しなければなりません。
- 2 執行機関は、災害等の発生時には、市民及び関係機関と連携し、速やかに状況を 把握するとともに、対策を講じなければなりません。
- 3 市民は、災害等の発生時に安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対処しなければなりません。

(修正案)

2 執行機関は、災害等の発生時には、市民及び関係機関と連携し、速やかに状況を 把握し、的確に対処しなければなりません。

(修正案)

3 市民は、災害等の発生時に安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認 識し、相互に協力して対処しなければなりません。

(財政運営の基本方針)

第36条 市長は、総合計画を実現するための中・長期計画を定め、行政評価を踏まえて、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ健全な財政運営を行わなければなりません。

【意見等】

(予算編成、執行及び決算)

- 第37条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、本条例及び総合計画を踏まえて 行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければなりません。
- 2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければなりません。
- 3 市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう 分かりやすい情報を提供するものとします。

(修正案)

3 市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう 分かりやすく情報を提供するものとします。

【意見等】

(財産管理)

第38条 市長は、市が保有する財産の適正かつ計画的な管理及び運用に努めるととも に、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなけ ればなりません。

【意見等】

(財政状況の公表)

第39条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他 財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公開しなければなりません

(行政評価)

- 第40条 執行機関は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、市の政策等について 行政評価を行い、その結果を政策等に反映させるよう努めるとともに、行政評価に 関する情報を分かりやすく市民に公表しなければなりません。
- 2 執行機関は、前項の行政評価について、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければなりません。

【意見等】

第9章 連携

(国及び兵庫県との関係)

第41条 市は、自立した自治体政府として国及び兵庫県と対等の立場に立ち、自治の 発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとします。

【意見等】

(他の自治体等との関係)

第42条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営を行うため、広域事務処理、大規模災害時の相互応援など、他の自治体等と積極的に協力連携するものとします。

【意見等】

(国際交流)

- 第43条 市民及び市は、国際社会の一員として、平和と人権の維持に寄与すべく国際 的な連携協力を促進するとともに、国際的な課題が地域社会に及ぼす影響に対応す るため必要な取組を行うものとします。
- 2 市民及び市は、平和、文化、地域産業の発展に寄与するため、海外の自治体、市 民団体等との連携、交流等を積極的に推進するよう努めるものとします。

(修正案)

第43条 市民及び市は、国際社会の一員としての自覚を持ち、環境や経済、文化など 各分野において、海外の自治体や市民団体等との交流や連携を進めます。

第10章 条例の位置付けと見直し

(最高規範性)

- 第44条 この条例は、市における自治についての最高規範であり、市民及び市は、この条例を遵守しなければなりません。
- 2 市は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

(修正案)

第44条 この条例は、西脇市における自治についての最高規範であり、市民及び市は、 この条例を遵守しなければなりません。

【意見等】

(条例の見直し)

- 第45条 市長は、この条例の施行後4年以内又は第27条に定める総合計画の改訂を行う時期のいずれか早い時期に、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき見直し等の必要な措置を講ずるものとします。
- 2 市長は、前項に規定する検討等を行うに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければなりません。
- 3 市長は、第1項に規定する検討等を行うに当たって、検討委員会を設置することができます。